



くらしと憲法

憲法記念春のつどい 報告

『戦後レジームからの脱却』の危うさ —70回目の8・15を前に見定めよう—

No. 90

くらしと憲法
2015年
7月9日発行

京都憲法会議は、自由法曹団京都支部、憲法を守る婦人の会との共催で、2015年5月30日、ハートピア京都にて、「憲法会議結成50周年記念 憲法記念春のつどい2015」を開催しました。当日は、200人を超す参加がありました。

冒頭には、京都憲法会議代表幹事の上田勝美さんから開会挨拶があり、安倍政権下で行われている解釈改憲と戦争立法の理論的問題性、内容の危険性が指摘されました。

続いて、樋口陽一さん(立憲デモクラシーの会共同代表・憲法96条の会代表)から、「『戦後レジームからの脱却』の危うさ —70回目の8・15を前に見定めよう」と題して、講演が行われました。樋口さんの講演の大意は、次の通りです。

~~~~~

京都憲法会議50周年、敬意を込めておめでとうございますと申し上げます。

私の見た現在の非常に危うい日本の状況の中で、皆さんと一緒に考え、かつ、それぞれが少しでもできることを力を尽くす必要があると思っています。

現在行われている「平和安全法制」、「積極的平和主義」という言い方、あるいは、論証なしに「絶対に戦争にはならない」と言うことで、我々の日本語が汚されています。国会では、議論ならざる議論が進んでいます。現在国会にかかっている11法案を、自国の国会に提出する前から他国の議会の議場で議員達に早期成立を約束するという事は、日本そのものを壊しているのではないのでしょうか。

知る権利はもちろん重要です。しかし、日本国民は、今の安倍政権を三度、選挙で信任しています。伊丹万作が1946年に語った「だまされた者の罪」を重ねないために、より重要なのは、自分たちにとって大事なことを知

る義務があるということです。

「戦後レジーム」からの脱却というのは、現首相のかねてからのスローガンです。日本国憲法の「うまれ」に非難を向ける主張に対して、ここでは、事実即した認識をもって頂きたく、ドイツとの比較を試みてみます。現在のドイツ憲法には、「民主主義の不足」(直接選挙で選ばれた議会によって決されたのではない)、「占領権力の存在」、「部分国家」だったこと、という3つの「うまれの欠損」が指摘されます。日本とドイツでは、日本国憲法が女性を含む直接普通選挙によって選ばれた衆議院を含む議会で審議・議決されたこと、日本の占領は間接統治であったこと、直接軍政下に置かれた沖縄が本土から切り離されていたことを忘れてはならないが、沖縄を除くと分割占領は行われなかったことに相違があります。日本国憲法はドイツに比べれば「うまれの欠損」がはるかに少ないのですが、(西)ドイツにおいては、現実の政治の世界で、「うまれの欠損」に基づいて憲法の妥当性を否定する政治勢力は存在してきませんでした。

憲法の「はたらき」についてはどうでしょうか。これまでの歴代の政治による憲法の運用の仕方を、私どもは基本的に批判する立場で議論してきました。例えば憲法9条や25条のように、憲法が掲げている理念と、実際にはそれと遠い現実があるのは確かです。しかし、だからといって「憲法が形骸化されてきた」というようなことを一方的に強調するのは正しくない、ということも私どもは言っ



きました。メディア等では、いささか気楽過ぎるような筆遣いで憲法が形骸化されてきたとし、それならば憲法を書きかえたらよいではないかという議論を誘発しかねない論調すらあります。しかし、私たちは、憲法9条がなくとも、アメリカに対して、アメリカが行おうとする戦争は正しくないから参加しないと云える首相を送り出すことができるだろうか。残念ながら、私は非常に悲観的です。



樋口陽一さん

「戦後レジーム」からの脱却という安倍政権のスローガンには、憲法の条文を変えたいというだけでなく、戦後そのものに対する疑義があります。2012年12月に第2次安倍政権が発足した際、日本のメディアは政治の保守化という捉え方をしましたが、保守という言葉をそれほど簡単に使わないようにする必要があります。これまで積み重ねてきたものからの脱却というのは保守ではありません。国外のメディアでは、2013年1月のエコノミスト誌が、この内閣は保守ではなく歴史修正主義への執着を見せる極右ナショナリストの政権であると分析・論評しました。

そのみならず、戦前からの先人たちの積み上げてきた経験からも脱却しようとしています。憲法96条を変更するという、立憲主義を正面から無視する動きに待ったをかけた際、国会議員の論戦の中で立憲主義という言葉が知らないということが分かりました。明治憲法の草案を確定させる際、伊藤博文と森有礼は、人民の権利は憲法により保護されるものなのか、人民が「天然所持」するものなのかを議論しました。そういうことを含めた戦前からの遺産からも脱却してしまいかねない状況です。

自由民主党「改正草案」(2012.4.27)には、日本国憲法の中に書き表されている近代憲法の普遍的な原理からも脱却してしまおうというものが含まれています。自民党「改正草案」の前文は、普遍的な原則と言えらるる天賦人権の考え方を否定し、「国と郷土」「和」「家族」「伝統」といった言葉を用いています。しかし、これらの言葉は、それが政治の世界で使われる際、何を否定し、排除・抑圧するために用いられてきたのか。

それを繰り返してはなりません。

具体的に憲法の条文で見てみると、自分自身の個を持ち他人に対して伝える「個人」という言葉を13条から削り、「人」という言葉に置き換える案です。また、表現の自由に関する21条、労働基本権に関する28条では、それらの権利・自由の制限を第2項で並べて書くということを行う案になっています。それに対し、経済活動の自由を裏付けるとされる22条1項から、公共の福祉による制限の可能性が削除されています。2012年の自民党憲法改正草案は、単にできが悪いと評価するだけでなく、相当に周到に考えられて「悪知恵」が注意深く行き届いていると見るべきです。

「脱却」が国際的にも問題を起こすのは、ポスト1945年の世界秩序に対して日本が国家としてどういう立場を示すことになるのかという点です。問題となるのは、靖国神社への安倍首相の参拝の世界での読まれ方です。平和条約11条で極東軍事裁判の裁判を受諾するとはしたはずの日本の首相が、極東軍事裁判の結果によって処刑された人たちを祭神として祀っている靖国神社にあえて公的な資格で訪問するという行為は、平和条約11条に改めて異議を申し立てているという行為になります。ドイツがベルサイユ体制を否定する行動をとった際、ワイマール憲法・ベルサイユ条約・ジュネーブ(国際連盟)からの脱却がスローガンになりました。安倍首相の行動の論理的な文脈は、ワイマール憲法に対応する日本国憲法・ベルサイユ条約に対応するポツダム宣言・ジュネーブ(国際連盟)に対応する国際連合による秩序に対して、異議を申し立てているということになります。

現在問題になっている11法案は、このような中で、「国防」の役割を超える「国防軍」を作ろうとしているものです。

1933年に国際法学者・横田喜三郎が、学生会の雑誌で「汝、平和を欲すれば、平和を準備せよ」と述べました。その余白に、「横田先生万歳!」「頑張れ横田喜三郎!」という書き込みがあります。やがて戦場で多くが命を失うことになる学生が、そうして教師に対するメッセージを書き残している、そういう時代に再びしてはならないということをお願いしたい。

国民投票を行うとひとまず決着がつく、そうであるが故に、議論に対する直接・間接の抑圧が、悲しいことに、日本の空間にも乱れ飛ぶことになりそうです。

ここで振り返って、自民党の草案がいうのとは異なる意味での伝統があるということをお願いしたいと思います。明治から大正にかけて衆議院議員にもなった竹越与三郎の、「人民読本」(1913)という本があります。その中に、「愛国心あるものは、起って国家の過失を鳴らして、之を匡正せざるべからず」という記述がありま

す。このような言説を我々の大先輩である言論人が残しています。

井上ひさしの最後の小説に対する大江健三郎氏による書評の中で、「人間を、また人間として、辱め、辱められてはならぬとする気質」という言葉で主人公を描いています。来年の参議院選挙は、単なる政治のイシューではなく、人間として辱められるかどうかの場面ではないかと、私は深刻になっています。この点を理解してくれた方々がおられるとすれば、私と思いを共通になさって、来年の機会に立ち向かって頂きたいと思いません。

## ミニシンポ

### 「若い世代が語る、いま、憲法を活かす意味」

春のつどい第2部のミニシンポジウムでは、「若い世代が語る、いま、憲法を活かす意味」と題して、4名のパネリストをお招きして、戦争法案や憲法についての思いを語っていただきました。パネリストは、医師の小川潤一郎さん、中学校教員のKさん、保育士の鈴木ユキさん、大学生の西谷春平さんの4名で、コーディネーターを京都憲法会議事務局次長の大河原壽貴がつとめました。



大河原壽貴さん

**大河原**：まず皆さんの自己紹介をお願いします。

**小川**：医師3年目です。京都民医連の平和塾で韓国に行き、従軍慰安婦だった方の話を聞いたり、日本軍が人体実験を行った731部隊の博物館を見学しました。医療者として痛ましい思いでした。

**K**：中学校教員8年目です。生活指導の学習サークルで、最も課題の大きな生徒を学級集団に入れながら集団づくりをすることを学んでいます。その子がいるから前進するという実践をしたいと思っています。

**鈴木**：保育士です。また、年長と小6の親でもあります。子ども同士の場合、けんかになって、始めは手の出る子もいますが、言葉で相手と関わったり、相手の立場に立って考えるなど、話し合いで物事を解決する土台を保育園でつくっていると感じています。

**西谷**：大学4年生です。トルコとイラクを訪問しました。内戦から逃れてきた人や戦士として戦っている人の話を聞いてきました。

**大河原**：戦争法案により、自衛隊の派遣が想定される中東を実際に訪問された感想はどうでしたか。

**西谷**：米軍人や自衛官がPTSDになって自殺した

という話がありますが、軍人だけではなく多くの一般市民も精神障害になっています。また、アメリカの派兵により、一般市民の反米感情が高まっており、アメリカをサタン（悪魔）と呼ぶ人もいます。日本は、アラビア語で「ザキ」、賢いという意味の言葉で呼ばれていますが、いつか、日本もサタンと呼ばれるのではないかと心配しています。戦争のリアルを知らずに、この法案を進めて欲しくありません。

**大河原**：戦争法案により、自衛隊が極めて危険な任務を負うこととなりますが、今の労働環境の中で、自衛隊が有力な就職先となっている現実もあります。現場の状況はどうでしょうか。

**K**：今の学校教育の中では、皆が同じでなければならぬと言う圧力の中で、忠誠と競争が強制されています。できない子は排除され、ドロップアウトしていきます。ドロップアウトした子が、自衛隊に入るしかないという気持ちになるのは目に見えています。

**鈴木**：今の親は、貧困か、忙しすぎるか、どちらかしか選べない状況になっています。その中でも、保育園の中で9条の会を作り、学習などを進めています。他方で、自分の子どもが通っている小学校では、防災訓練に自衛官が制服を着て参加するなどしており、知らないところでいろんなことが進められようとしていることを危惧しています。

**大河原**：戦争法案により、自衛隊だけではなく、医療従事者など民間人も動員される可能性が指摘されていますが、医療従事者の戦争への動員についてどのように思いますか。

**小川**：人の命を救うために医療者となったので、負傷者を助けることは大切なことなのですが、そもそも戦争が起きなければ、そのような負傷者は生まれなかったのではないかという思いがあります。特に、精神科医としては、戦争によりPTSDの患者を増やすことになるのはよくない。また、日常から医療者が不足している中で、戦地にかり出されることで、一般の患者さんへの医療が不十分になるのではないかと懸念します。

**大河原**：戦争法案や憲法改正などの問題について、同世代の方々との問題関心の共有という点で苦労されている点などはありますか。

**西谷**：普段、政治の話が出てくることはなく、むしろタブーになっていると感じます。新聞を読んでいる学生は少なく、まとめサイトやSNSの、正確かどうか分からない情報から、表面的なことだけを知って、自分の問題として考えていないのではないかと思います。

**K**：職場で憲法の話が前面に出てくることはなく、なりを潜めています。道徳の教科化の問題でも、徐々に、道徳の授業をきちんとしないと批判されるような雰囲気になりつつあります。また、平和教育ができない、戦争の怖さを知らない教師

が多くなってきていると感じます。君が代を大きな声で歌うのがかっこいいという感覚も出はじめています。

**大河原**：最後に、憲法を日々の仕事や暮らしの中で、どのように活かしていくことができるでしょうか。

**小川**：日々の仕事との関わりでは、憲法25条の生存権ということがあります。精神科では、服薬を中断してしまう患者がいるのですが、その背景には生活の困難さがあります。精神障害福祉手帳のこともよく知られていません。生存権の実現のためには、病気の治療だけにとどまらない取り組みが必要だと思います。

**K**：憲法というテーマでこれだけの人が集まる

という京都のエネルギーが、今の実践にもつながっているのではないかと思います。

**鈴木**：保育園なので、保護者は毎年入れ替わり、どんどん若い人が入ってきます。子どもを戦争に送りたい人などいないので、子どもを中心に、保護者と一緒に、仲間になりながらひろげていきたいと思っています。

**西谷**：トルコに行って17歳の男の子の兵士に会いました。親が殺されて、殺した相手を罰することもできない中で、悲しみや憎しみで、若い兵士が前線に行って、殺人鬼のようになってしまっています。平和の大切さと戦争のリアルを若者がもっと知っていかなければならないと思います。



## 京都憲法会議50周年記念レセプション



5月30日、「憲法記念春のつどい」の終了後に、京都市内の「京都ガーデンパレス」にて、「京都憲法会議50周年記念レセプション」を開催しました。約70人の参加がありました。

木藤伸一郎憲法会議事務局長の開会挨拶、甲斐道太郎憲法会議代表幹事の乾杯で会は始まりました。憲法をめぐる現在の厳しい情勢や憲法会議のこれまで果たしてきた役割について、上田勝美憲法会議代表幹事や中村和雄自由法曹団京都支部幹事長からお話があり、そのような情勢のなかでそれぞれの持ち場に引き付けた憲法運動の重要性について中久保弘志京都教職員組合書記長や梶川憲京都総評書記長から訴えがありました。

また、京都にてより運動を広げるための拠点となってきた「守ろう憲法と平和 きょうとネット」の黒木順子代表幹事から運動を広げる意義が強調され、「憲法9条京都の会」の小笠原伸児事務局長からは「戦争法案」を阻止するための京都でのさらなる連帯についての呼びかけがありました。さらに国民の運動と連動しての国会での追及の様子について、倉林明子参議院議員

から紹介され、大河原壽貴憲法会議事務局次長が決意を表明しました。

レセプションの途中では、憲法会議50年の歴史を示す写真がスライドで紹介され、憲法会議の結成時や講演会、街頭演説の懐かしいシーンが会を和ませました。岩佐英夫憲法会議代表幹事の閉会挨拶の後、全体での写真撮影をして会を閉じました。

当日、配布された『京都憲法会議50年の歩み』には、京都憲法会議の代表・個人・団体幹事、元事務局員からの祝辞に加え、1965年以降の京都憲法会議の活動が、京都と国内の動きと合わせて記された年表も掲載されており、資料的価値もあるといえます。50年先に「100周年記念レセプション」が開催されことも希望し、憲法改悪阻止運動の必要性が確認されました。

### 京都憲法会議監修

木藤伸一郎・倉田原志・奥野恒久編

## 『憲法「改正」の論点

### —憲法原理から問い直す』

実践運動とつながりながら理論を探求している、京都憲法会議ならではの出版物です。学習に、運動に、広くご利用ください。

(法律文化社、2014年、A5版、180頁、1,900円(税抜))



京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館

http://www.kyoto-kenpokaigi.com/ e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com

FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)

